

第1回  
武蔵野市立第五小学校改築懇談会

令和4年7月26日

武蔵野市教育委員会

## 第1回 武蔵野市立第五小学校改築懇談会

○令和4年7月26日（火曜日）

○出席委員

榎本委員 大川委員 金子委員 竹浪委員 堤委員 濱口委員 藤井委員 藤田委員  
松坂委員

○事務局出席者

西館教育企画課学校施設担当課長 村松指導課長  
井上教育企画課課長補佐 深見課長補佐兼財務係学校改築担当係長事務取扱 松本主任  
増田主任 渡邊主事  
株式会社日建設計（5名）

○進行

議事

- (1). 今後の予定
- (2). 意見聴取について
- (3). 学校施設整備基本計画について
- (4). 小学生の学校生活
- (5). 第五小学校について
- (6). 改築基本計画について
- (7). 第五小学校敷地の概要について

報告事項

- (1). 仮設校舎使用時の通学手段検討のためのアンケートについて

その他

---

◎事務局挨拶

---

◎委員自己紹介・事務局紹介

---

◎懇談会の運営について

○事務局 この懇談会の運営について、ご説明いたします。資料3をご覧ください。

武蔵野市立学校改築懇談会運営案ということで、まず1番、会議の公開ですが、こちらは原則として公開です。新型コロナウイルスの感染状況を踏まえて、傍聴をご遠慮いただく場合が過去にはございました。また、委員の合意により非公開にすることもできることといたします。

2番、会議要録につきましては、会議要録を作成しまして、市のホームページに掲載をいたします。仮に、オンラインで懇談会に参加していただいた場合でも、オンライン参加であることを明記した上で、議事録には記録をさせていただきます。掲載内容につきましては記載のとおりです。

3番、記録につきましては、事務局が懇談会の内容を録画、録音、撮影することがございます。ほかの方、事務局以外の方につきましては委員の合意がある場合を除きまして、原則ご遠慮いただくようお願いいたします。

4番、会議の時間につきましては、原則として1回当たり2時間以内といたしますが、委員の合意を得て、延長することができることとします。

5番、連絡方法です。事務局から委員の皆様への連絡はもう既に行わせていただいておりますが、原則としてメールまたは郵送といたします。委員の方から事務局へいただく連絡は何でもいいんですけれども、こちらから送る場合は、原則としてメールまたは郵送とさせていただきます。

6番、資料の取扱いについて、(1)として、この懇談会は先ほど申し上げたとおり原則公開なんですけれども、本来、会の公開や、資料の取扱いというのはその都度確認すべき事項ではございますので、特に今回も事前に資料を皆様にご確認いただくためにお送りしていますが、事前にお送りした資料を懇談会の開催前に外部へ提供するというご遠慮ください。

(2)といたしまして、委員の皆様から懇談会で取り扱いたい議事ですとか、これを委員の皆様にご配付してほしいという資料等がございましたら、事前に事務局にご連絡をいただきたいと思っております。当日、直接配付ということをご遠慮いただければと思います。ただし、ご相談いただいた内容で、会議の進行の都合上、全てのご要望にお応えできない場合もございますことをご了承ください。

最後、7番です。各団体から今回選出されている委員におかれましては、こちらの懇談会

の議事内容を所属の団体様へお伝えいただきますようお願いいたします。

資料3の内容につきましては以上です。

次に座長、副座長につきまして、先ほど座長は、懇談会要綱のとおり改築校の校長をもって当てるということで、鈴木校長先生にお願いすることになります。

そして、副座長については、要綱では互選とありますが、急遽、本日の会議を副座長にお願いしなければならないという事情がございましたので、事前に鈴木座長と相談をさせていただきました。その結果、第五小学校の開かれた学校づくり協議会委員であり、地域コーディネーターである藤井委員にお願いすることになりました。

事情をご理解いただきまして、拍手をもってご承認いただければと思います。

(拍手承認)

○副座長 それでは今のご説明どおり、副座長を仰せつかりました藤井でございます。慣れないことでいろいろ不行き届きがあるかと思いますが、どうぞご協力のほどよろしくお願いいたします。それでは着座で進めさせていただきます。

---

#### ◎議事（1） 今後の予定

#### ◎議事（2） 意見聴取について

○副座長 それでは、議事に入ります。

早速、議事の（1）の今後の予定と、（2）意見聴取について、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、今後の予定と意見聴取について、資料4に沿ってご説明をさせていただきます。

まず、今年度の予定です。先ほども申し上げましたが、今年度は全6回を予定しております。第1回につきましては、まず、全体計画、小学校の生活について、学校の特徴、基本計画がどのようなものなのか、それから第五小学校の敷地の概要等について、ご紹介をさせていただきます。

そして第2回は、9月下旬を予定しておりますが、学校の特徴や地域性、コンセプトの案、配置・ゾーニング案について、意見聴取予定です。

そして第3回は、10月下旬を予定しております。地域性を踏まえた基本方針・整備方針、ハード、ソフトについてのお話、そしてこの回で校舎、体育館の配置案を絞り込みたいと思っております。あわせて、各諸室をゾーンごとに分けるというゾーニングという作業も併せて進めてまいります。

そして11月下旬の第4回は、具体的なハードの部分になりますが、そういった整備方針について、そして改築事業の概要、配置、ゾーニングについてになります。ここで大きな話をまとめていきたいと思っております。

そして、第5回につきましては、年末になりますが、改築基本計画素案を皆様にご確認い

ただきたいと考えております。ご確認いただいた後、この計画素案を公表ということで、2月2日から16日の期間で意見募集、パブリックコメントを予定しております。

そして第6回、年度末の3月29日に改築基本計画案ということで、パブリックコメントのご意見を反映させた形の案をご確認いただく予定をです。

今ご紹介したのは黒丸の内容についてでございます。白丸についても、今回、懇談会の中でお話をさせていただきたいと思っています。まず、第1回で、仮設校舎の通学手段検討の背景ということで、第五小学校と井之頭小学校につきましては、第一中学校と第五中学校の仮設校舎に通っていただくということを計画しております。

理由といたしましては、やはり小学校の校地がかなり狭小ということで、敷地内に仮設校舎を造りますと、校庭を別の場所に確保しなければいけない等いろいろな問題があるというところ。第一中学校、第五中学校に建設する仮設校舎に、第五小学校と井之頭小学校の建設の際には移動していただきますので、その移動についても併せて懇談会でご意見をいただきたいと思っています。

第2回では、仮設校舎のスクールバスの運行案ということでお諮りしていきます。

第4回でも同じ、スクールバスの件。

そして、そのほかに実際に歩いて通学する児童についてもご相談をさせていただきたいと思っております。

そして、一番右の欄に意見聴取というのを書かせていただいております。第1回に、本日、学校の特徴ということでご説明をさせていただきますが、9月上旬をめどに児童、教職員にアンケート、もしくはワークショップというのを考えております。このコロナウイルス感染症の状況を見るとワークショップは難しいところはございますが、考えていきたいと思っています。

このアンケート又はワークショップでいただいたご意見を、第2回の学校の特徴、地域性について、コンセプト案についてというところに反映し、皆様方にご紹介をさせていただきます。そして配置・ゾーニング案については、第2回で事務局から案をご提示させていただきますので、そこで皆様方にご意見をいただきながら、10月上旬をめどに、近隣の方々に対して配置についてのアンケートを行おうと思っております。

そして、第3回の配置案の絞り込みについて、近隣の皆様のご意見も踏まえて絞り込むというようなことを考えております。今年度の予定につきましては以上でございます。

○副座長 ありがとうございます。

ただいまの説明の内容について、ご意見やご質問などがありましたらお願いいたします。恐れ入りますが、ご質問とかご意見がおありになる方は挙手をお願いいたします。

○委員 このアンケート、ワークショップの対象の児童は、児童だけに学校で何か聞くようなお考えですか。それとも児童の保護者も対象になっているアンケートでしょうか。

○事務局 具体的にどういった形で進めていくのかというのは今検討しているところでございますので児童だけでなく、やはり保護者の方にも聞くべきようなことがあれば、そこは

聞いていきたいというふうに考えております。

○委員 希望としては、保護者の目線というのも必ずあるはずなので、ぜひ、保護者も含めた形でお願いできればと思っております。

○副座長 それでは、ほかに何かご意見、ご質問ありますでしょうか。  
よろしいですか。

---

◎議事（３） 学校施設整備基本計画について

◎議事（４） 小学生の学校生活

◎議事（５） 第五小学校について

◎議事（６） 改築基本計画について

○副座長 それでは次に進みます。議事の（３）武蔵野市学校施設整備基本計画についてから、（６）の改築基本計画についてまでを一括して説明していただきます。

事務局、お願いします。

○事務局長 それでは、資料５の学校施設整備基本計画についてをご紹介させていただきます。

こちらが先ほど申し上げました全体計画に当たるものでございます。令和２年３月に策定いたしました。千川小学校と小野田小学校は既に建て替えが終わっておりますので、それ以外の１６校についての建て替え計画を作ったものが、この学校施設整備基本計画というものになります。

３ページをご覧ください。まず、第１章の１のところ、計画策定の背景、目的というものを書いております。武蔵野市の小中学校施設の多くは、昭和３０年から５０年代に建築され、最も古い学校施設、令和４年度現在、第五小学校になりますが、築６２年を迎えております。武蔵野市では２０１３年３月に、長寿命化を図りながら原則６０年使用していくということを決めております。学校施設の更新につきましては、市政に大きな影響を与えるため、今後２０年間余りを見据えた、目指すべき学校施設の基本的な方向性と、具体的な施設の整備方針及び標準的な仕様というものを定めました。

４ページをご覧ください。

第２章の学校施設整備の現状と課題です。４５年以上の建物が約８割、また市立の小中学校の３分の１が１０年以内に築後６０年を迎えるということで、老朽化が進んでいる状況です。

続きまして、５ページです。

小学校につきましては、令和２年度に新学習指導要領が全面実施になりました。そこで新たな教育的ニーズへの対応ということで、課題を３点挙げております。主体的・対話的で深い学びの実現、それから、今後の学習活動においては、積極的にＩＣＴを活用する、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組が求められているということで、課題として挙げており、それぞれ方向性を示しております。多様な学習形態に対応できる空間整備を行っ

ていきます。ICT機器の進歩、活用方法の変化など、常に最新の情報を踏まえ、施設の整備を行ってまいります。障害の有無にかかわらず、各々の教育的ニーズに応じ、安全かつ円滑に学ぶことができる施設を計画するとしております。

続きまして、6ページ、(6)の学校を取り巻く環境の変化です。こちらも課題と方向性を示しておりますが、学校運営における教員以外の外部からの支援人材や地域住民の協力が不可欠ということで、教職員、保護者、支援人材、地域住民がチーム学校として円滑に活動ができる施設を計画するとしております。

続きまして、(7)の建築上の制約条件の変化の対応というところでございます。こちらについては法的な建築基準法のお話ですが、今建っている第五小学校を建築したときは日影規制という日照権に対する規制がございませんでした。ですので、かなり北側に寄って建物が建っていますが、これから建てる学校施設につきましては、現行法に基づいて建築をしなければなりませんので、今の配置に今の高さの学校が建ちません。ですので、この表で示しておりますように、校舎を若干南に寄せたり、極端な話をしますと校舎を校庭の南側に持ってくるということも考え方としてございます。法的な規制があるので、なかなか今と同じような配置には建てられないということを、ここで表現をしております。

続きまして、9ページをご覧ください。学校施設整備に向けた考え方ということで、多様な学習形態を可能とする教室周りということで、第一中学校、第五中学校につきましては、普通教室と廊下の間仕切りを可動式の間仕切りにしております。今までは扉だけがついていて、壁で基本的に囲われているというのが普通教室でしたが、これからは廊下も含めて学びの場となるような工夫をしております。第五小学校、井之頭小学校についてもこのような設えを考えてまいります。

そして10ページです。主体的な学習活動を支援するラーニングコモنزの整備というところで、現在、図書室、パソコン教室、多目的室というのがございますが、これを学校の中心に開放的に一体的に設けるというようなことを考えておりまして、そこをラーニングコモنزと称しております。この空間を中心に配置し、教室や特別教室をつないでいくということを考えていきたいと思っております。

続きまして、11ページ、(2)の安全でゆとりのある施設ということで、こちらについては市に対してしっかりとした建築物を造るということはもちろん、水害・風害等に対しても安全なものを計画していくということを記載しております。また、不審者等の侵入の防止、新しい学校につきましては内線電話や、通報システムもしっかりと設えていきたいと考えております。

(3)地域のつながりを育てる施設ということで、学校については地域の核とともに、避難所でもございますので、そういったこともしっかりと考えた施設整備を行っていくこととしております。

続きまして13ページです。第4章、具体的事項といたしまして、14ページのところに施設規模、(1)普通教室というのを示しております。現在、小学校の教室については学

校ごとにまちまちではございますが、大体 60 平米前後の教室になっております。しかし、昨今、この新学習指導要領も含め学びの形態がいろいろ変化しているというところで、グループ学習や発表を普通教室の中でやらなければいけないといった場合のことも考えまして、一回り大きな 68 平米前後の教室を考えております。

続きまして、面積になります。まず施設の面積につきましては、改築後に見込まれる最大の児童生徒数・学級数を勘案して計画をしております。(3)として、校舎と書かせていただいておりますが、各小学校、各中学校にそれぞれ必要な教室については、諸室面積基準という形で定めております。この諸室面積基準の面積を上限としています。校舎以外のところにつきましては、小学校は、校庭に 50 メートル以上の直線走路、120 メートル以上のトラックを設けます。これは最低基準でございまして、最低でもこの距離は取っていくということを想定しております。

続きまして、2の施設の配置と整備方針ということで、これから 16 校を建て替えていく中で、財政的にも非常に厳しい状況でございます。そういった中で、しっかり 16 校を公平に建て替えを進めていくということを達成するために、標準的な仕様・コストで建設を進めていきたいと考えております。

続きまして、第 5 章、第 6 章になります。18 ページをご覧ください。整備スケジュールのところでございます。改築順序の基本的な考え方ということで、大きく 2 点掲げております。まず①です。最も古い校舎棟が築 50 年を超えており、次の計画改定、これは令和 8 年を予定しておりますが、それまでに築後 60 年を超える学校を想定しています。2つ目といたしましては、劣化状況調査結果で改築を検討すべき項目がある学校、コンクリートの強度の調査をして、そこに一定基準を満たしていないような学校があった場合は、改築順を早めていくというようなことを定めております。

19 ページをご覧ください。今回定めた全体計画では、第 1 グループの改築順を定めております。このときは工事を解体工事も含めて 2 年で想定をしていたんですが、実際に第一中学校と第五中学校の建設を始めたところ、校舎にアスベストが入っているということが分かりまして、解体に要する時間が 1 年かかるということが分かりました。今画面ではお示しをさせていただいているんですが、第五小学校と井之頭小学校につきましては、工事については令和 7 年、8 年、9 年の 3 年で進めていく予定でございます。その後の六中、二中、二小、境南小、こちらについてもこれから具体的な計画には入ってまいります。1 年ずつ工事が長くなるのではないかと今想定しているところでございます。

最後になりますが、事業費について、令和 3 年 12 月時点の参考試算ということでお示しをさせていただいております。16 校を建て替えるのに必要な金額といたしましては、932 億円を見込んでおります。昨今のコロナ、ウクライナ情勢があります。ウクライナ侵攻による物価上昇についてはこの金額には反映しておりませんので、我々としても今非常に苦慮しているところでございますが、学校改築については非常に大きなお金がかかるということ、ここでお示しをさせていただきました。



○事務局 では、続きまして私から、小学生の学校生活についてお話をさせていただきます。せご挨拶が遅れました、私は学校の教育活動や人事異動を所管しております教育委員会指導課の指導課長を務めております村松と申します。本日は説明員として来させていただきました。よろしくお願いたします。

資料でございますけれども、右肩に第五小学校改築懇談会資料と四角の枠で示したものと、資料6、第五小学校についてという説明資料についても使わせていただきながら、お話をさせていただきます。

私からは、小学校の学校生活ってどんなもの、ということについて、改めて委員の皆様にも共通理解していただきたいと思ひましてご説明させていただきます。

まず、1年間の大まかな流れですが、市立学校は全て3学期制を取っております。現在夏休みでございますけれども、夏休みについても7月21日から8月26日ということで、先ほどから説明があります学習指導要領で押さえる時間を確保するために、8月31日までではなく、8月26日までというふうに武蔵野市では夏休みを取っております。そのほかは従前とあまり変わらないというふうに思っておりますけれども、このように3学期制の中で行っています。

そして年間の各教科等の学習指導計画や学校行事を適切に位置づけた年間の予定を、第五小学校でも立てていただき、教育活動を実施されています。主な学校行事については資料6の1ページ目に、4月から3月までの大まかな学校行事が紹介されているとおりでございます。

では資料6の4ページ目、生活時程表とありますけれども、そこにに基づきながら、では1日どのような流れなのかというところを、少しご説明をさせていただきます。まず登校時間は8時15分から8時25分です。それまでは朝あそべえがあつたりして、でも校舎の中に入るのは8時15分からという形になります。そこで昇降口から各教室へ行って、自分の荷物の整理をします。1日の学習の準備、机の中にしまつたり、ランドセルをロッカーにしまつたり、また提出物等は担任の先生に渡すなど、そういうような準備の時間がございます。そして、朝の時間ということで、月曜日は全校朝会、火曜日、金曜日は朝読書・ICTスキルタイム、水曜日は様々な集会や朝会、木曜日は学級の時間ということで、これは全校で一斉にそれぞれ学級ごとに取り組んだり、全校で集まって取り組む時間です。現在はなかなか全校で集まるということだけでなく、オンラインを通じて各教室ごとで過ごすような時間等もあると思ひますが、今年度から第五小学校では、ICTスキルタイムということで、1人1台の学習者用コンピュータが入ったことによって、その技能的なものも一定時間を取って、練習をするというようなことが行われております。その後、午前中が1・2校時、中休み、3・4校時とありますけれども、午前中に4時間の授業があります。1・2時間目と3・4時間目の間に中休みということで、時間を取っています。1・2時間目、また3・4時間目の間にも5分の休み時間を設けて、そこはトイレ休憩であつたり、水飲みの時間であつたりとか、次の時間の準備や休息の時間になっています。午前中4時間の勉強が終わった

後、基本的に給食、そして清掃を行います。清掃は、月曜日と水曜日が簡単な清掃、ごみ拾い程度の清掃になるというところで、普段の清掃はそれぞれ学級ごと、教室の掃除だけじゃなく、出張掃除といって、特別教室であるとか、昇降口であるとか、いろいろなところに学校の中で分担をして掃除を行うという時間が設けられています。

その後に昼の休み時間がございます。その後、1時45分、1時30分辺りから、5・6時間目ということで、2時間授業の枠があります。第五小学校では月曜日は5時間目までで、その後、5・6年生の委員会活動や、4年生以上のクラブ活動が毎週計画をされているというところになります。そして、下校時刻として示されているのが、一番遅い時間で3時35分になっています。これが一番遅い目安となります。学年や曜日によって違いますし、あとこの時程表を見ていただくように、いろいろと特別な時程を設ける時には、それより繰り上げて放課後の時間を確保するというところが第五小学校でも設けられています。また、低学年などは5時間授業であったり、短い時間でありますので、その分下校時刻は早くなったりします。

では、次に3番目、各教科等の学習についてということで、現在どのような学習が行われているのか、保護者の方もいらっしゃるのご存じだと思いますけれども、改めてお話をさせていただきます。まず、各教科等ということで、国語、社会、算数、理科、よくいう国算理社と言われるようなものですが、社会科と理科については3年生からになります。その分1・2年生では生活科の学習があります。ほかに音楽、図画工作、そして5・6年生では家庭科、外国語の教科として授業が入ってきます。また、1年生から6年生まで体育があります。さらに各教科とは別な扱いで、特別な教科道徳、道徳科ということで教科化と言われていますが、各教科とは位置づけが違う特別な道徳。そして3・4年生では外国語活動、そして3年生から総合的な学習の時間、さらに特別活動ということで、それぞれ学習指導要領の内容を押さえて、大体どのくらいの時間を取ればいいのか。これをいろいろ組み合わせて時間割が組まれております。

さらに各学年では、今回学校改築に当たりましてどんな活動場所、どういうふうイメージをすればいいのかというところで、簡単ではございますけれども説明いたします。低学年では先ほど言った学校図書館であるとか、体育館への移動はありますけれども、音楽や図画工作とかも、大体は教室で学習をすることが多くなります。そこについてはやっぱり準備や移動等に時間がかかったりしますので、教室を中心とした学習活動が多くあります。また、生活科の学習では栽培があり、1年生では朝顔、2年生では野菜を育てたりということがあります。このような活動があるので、校庭や教材園等が近くに行き、すぐ観察できたりということが望ましいと考えられます。中学年以上、3年生以上は、教室だけでなく、理科については4年生の大体3学期ぐらいから火を扱うようになると、理科室で実験をします。音楽、図工は3年生以上、2年生あたりからでも音楽室や図工室に行ったりします。家庭科についても5・6年生が、調理やミシン、裁縫等も含めてですけれども、教室で行う場合もありますが、調理等になりますと、家庭科室でということで行い、特別教室での学習が行われ

るようになりますので、自分の教室から移動したりということが多くなってきます。

ただ、先ほどから学校施設整備基本計画にも示されているように、今回の新学習指導要領が始まって3年目になりますけれども、そこも含めて、この間新たに主体的・対話的で深い学びだけでなく、令和の日本型学校教育ということを進めていくということも国から示されており、その中では、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させるということも示されていて、今学校ではこれに基づきながら、授業が進められています。今までのように教室で一斉に机を並べて授業を進めるだけでなく、先ほど説明がありましたように、グループでの学習であったり、また今回ラーニングコモンズという考え方がありますけれども、1つの授業の問題に対して、自分が学びたい学び方、調べ方などを使って、学校図書館を使ったり、また学習者用コンピューターを使ったりしながら学ぶということが求められています。個別最適な学び、難しい言葉になりますけれども、多様な学習機会を柔軟に提供するという事です。1つのやり方じゃなくて、いろいろなやり方を子どもたちが選択できるようにする。そこに学習の個性化とありますけれども、自分に合った学び方で学ぶ。そういう時に学ぶ場所というのが教室だけに限られず、校舎全体を使って学べるようなことが求められてくると思います。

さらに協働的な学びと言って、個別に1人が勉強すればいいということではなくて、やはり学校、学級という集団の中でお互いの良さ、お互いの考えをしっかりと対話をしながら、認め合いながら学んでいくというところ。これは子ども同士だけではなく、地域の方々や多様な他者と互いの意見や考えを伝え合うことを通して、個人個人の学びを広げたり、深めたりする。そういうことを児童生徒一人一人の良い点や可能性を生かすことで、異なる考え方が組み合わせたり、より良い学びを生み出すというような考え方、特に第五小学校では、解決したい、伝えたいとか、知りたいという、こういう意欲を大事にして、対話のやり取りというものを、ここ令和2年、令和3年と研究されて、また今年についてもこのやり取りを大事にした授業が展開をされているところでございます。

簡単ではございますけれども、昔とは少し違う、今の学校生活についての話をご説明させていただきました。また分からないところがありましたら、ご協議の中でご質問をいただければと思っております。

私からの説明は以上とさせていただきます。

○事務局 続きまして、資料6の第五小学校についてという資料をご覧ください。

こちらについては、本来であれば校長先生からご説明をいただく予定でしたが、本日ご欠席でございますので、代読させていただきます。

3ページをご覧ください。2ページの写真とともにご覧いただければと思います。

今お話がありましたやり取りというところでは、やり取りを重視した授業というところでは、全ての教育活動で、児童が互いに思いや考えをやり取りする場面を意図的・計画的に設け、主体的・対話的で深い学びの実現を目指しています。このことが、資質・能力の向上ばかりでなく、児童が互いに良さを認め合う受容的な人間関係の形成にも結びついています。

令和3年度からは、やり取りに学習者用コンピューターを活用していますということです。

続いて、自信と意欲を育む学校行事でございます。運動会や学芸会、セカンドスクール等の学校行事に、児童が主体的・協働的に取り組めるようにしています。友達と力を合わせてやり遂げる経験を通して、一人一人の児童が自己効力感や自己有用感を味わえるようにし、自尊感情を高め自信と意欲を育てていきます。

続いて、芸術科目や読書の重視です。音楽や図画工作などの芸術科目、様々な文芸作品を味わう国語の授業や読書活動を大切に、豊かな情操を育みます。音楽、図工は市の時間講師制度を活用して、1・2年生から専科講師が授業を担当しています。

次に、自然と触れ合う活動の重視（ビオトープ、飼育・栽培活動）です。平成13年に完成したビオトープは、児童が日常的に自然と触れ合える貴重な体験の場です。多くの学年が学習材として活用しているだけでなく、児童の憩いと癒やしの場にもなっています。花壇を利用した野菜等の栽培、小動物（ウサギ、小鳥）の飼育にも熱心に取り組んでいるということです。

地域を大切にすることの育成ということで、1・2年生の生活科、3年生以上の総合的な学習の時間には、地域について調べたり、地域の方と関わったりすることを通して、五小周辺の地域の良さを知り、大切にしていこうとする態度を育む学習が計画されているということです。

吹奏楽部の活動です。本校の吹奏楽クラブは、昭和61年に管楽器クラブとして発足しました。現在、3年生以上、約70名の児童が所属し、活動しています。コロナウイルス感染症の影響で外部向けの演奏会には参加していませんが、校内での発表会に向けて練習に励んでいるということです。

次に、ランチルーム和室と茶道クラブというところです。平成元年に完成したランチルームは、洋室と和室があります。児童増加による教室不足により、現在洋室は第2音楽室兼多目的室となっていますが、茶室つきの和室で裏千家指導者による茶道クラブの活動が行われています。茶室には桂離宮と同じ銘木が使用されているということです。

最後に、自慢の自校給食ということで、安全・安心でバランスの良いメニュー、とてもおいしい給食は、本校の自慢です。栄養士や調理員とも連携した栄養に関する指導を各学年で実施するなど、食育の充実を図っています。

欄外でございますが、資料にはありませんが、ノーチャイムも五小の大きな特徴ということです。五小ではチャイムが一切鳴りません。それでも子どもたちは時計を見て、自ら時間を守った行動ができます。平成元年から30年以上継続されている取組が定着しているというところでございます。

この件について何かご質問等ございましたら、第2回の懇談会の中で校長先生にご質問をいただければと思います。

以上です。

○副座長 それでは議事6について、事務局のほうからご説明をお願いいたします。

○事務局 では続きまして、改築基本計画について、説明をさせていただきます。

まずお配りしている資料のほかに、参考資料として第五中学校改築基本計画、第五中学校改築基本設計概要版という冊子をお配りしておりますので、そちらも併せて説明を聞いていただければと思います。

まず、基本計画の位置づけについてご説明いたします。これまで武蔵野市では、平成 27 年 5 月に学校施設整備基本方針、そして令和 2 年 3 月に学校施設整備基本計画というものを策定してまいりました。この 2 つについては市内の全校に共通したものとなっております。ただ、学校ごとの特色であったり、敷地の差であったりと、学校ごとに違いがございますので、全校共通のほかに学校ごとに定める必要がございます。なので、これから皆様と一緒に計画を作っていくのが、改築基本計画というものになります。こちらは来年、令和 5 年 3 月頃に策定する予定となっております。

こちら改築基本計画から学校ごとの計画となります。基本計画が終わりましたら、それぞれの基本的な内容を踏まえて設計をしてまいります。改築基本設計というものを来年、さらにその次の年に詳細に設計を進める実施設計、そしてそれらの設計が終わって、ようやく解体工事・新築工事というふうに入っております。

続きまして、こちら武蔵野市第五中学校の改築基本計画の 1 ページも参考にご覧になってください。まず基本計画というものは、改築事業の実施に当たっては、学校の独自性を踏まえつつ、市全体の学校施設の整備方針、物理的余裕及び地域性を鑑み、検討を行う必要がございます。なので、基本計画では、改築事業を進めていく上での基本的な考え方を示すとともに、今後の設計を行うための新たな学校施設の規模、配置及び事業スケジュールなど条件の整理を行います。

具体的に基本計画の内容について、こちらに挙げているのは大きく 5 点になります。

まず 1 点目の基本計画の背景と目的、これは先ほどご説明したような内容になります。2 番目の改築校の概要ですけれども、これは現在の第五小学校のデータになります。敷地の状況、児童数など、学校の基本的なデータとなります。3 番目の基本方針につきましては、学校の特色を踏まえた大きな方針となります。4 番目の整備方針については、教育空間の考え方、防犯や安全の対策、防災機能、環境配慮の方針など、ハード面の方針についてこちらで策定します。

最後、5 番目の改築事業の概要では、実際の改築校の規模、建物の配置やゾーニング計画などを策定いたします。

続きまして、教育空間の考え方についてご説明いたします。

武蔵野市では、令和 3 年の第一中学校、第五中学校改築基本設計を通じて、公平な教育空間を整えていくための、共通する教育空間の考え方を整理いたしました。こちらは改築基本設計概要版の 4 ページから 11 ページも参考にご覧ください。教育空間の考え方としては、大きく 3 つ挙げております。1 点目、学習や教育の変化に対応し、主体的・対話的で深い学びができる施設、2 点目、新しい時代の学びを実現する学校施設、3 点目、校舎全体を緩や

かにつなが学びの空間整備としております。

次から具体的にご説明いたします。こちらは改築基本設計概要版の4ページをご参照ください。

1点目の学習や教育の変化に対応し、主体的、対話的で深い学びができる施設についてです。今までの武蔵野市の施策の基本的な考え方から、これからの時代に求められる資質・能力を育み教育としたものを方針として挙げております。こういった多様化に対応した教育空間として、学習や教育の変化に対応し、主体的・対話的で深い学びができる施設が求められます。本日、今までご説明してきた中にも出てまいりましたが、こちらがこれから求められる施設となっております。これを受けて、武蔵野市学校施設整備基本計画、いわゆる全体計画ですけれども、こちらに位置づけをいたしました。こちらに6点ほど書かれていますが、先ほどご説明したような内容になりますので、こちらもご参照ください。

続きまして、新しい時代の学びを実現する学校施設、これは昨年度、文部科学省で新しい時代に学びを実現する学校の在り方ということで、有識者などを集めた会議が開かれました。その中で話し合われた内容について抜粋してご紹介させていただきます。こちらの考え方としましては、Schools for the Futureということで、未来思考で実空間の価値を捉え直し、学校施設全体を学びの場として創造するという思考を位置づけております。具体的に4点挙げられております。こちらも抜粋になりますけれども、1点目、教室と廊下、それ以外の諸室で構成されているものという、固定観念から脱し、学校施設全体を学びの場として捉え直す。2点目、単一的な機能・特定の教科などにとらわれず、横断的な学び、多目的な活動に柔軟に対応していく視点、柔軟性を持つこと。3点目、画一的、固定的な姿から脱し、時代の変化、社会的な課題に対応していく視点（可変性）を持つこと。最後4点目が、関係者が、新しい時代の学び舎づくりのビジョン・目標を共有すると。こういった4点の未来思考として創造していくとしております。

これを踏まえまして、目指すべき姿として、全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実と、こういった施設が新しい時代の学びを実現する柔軟で創造的な学習空間であるというふうな位置づけております。

続きまして、今ご説明したものが一体どういう空間になるかというのを、具体的な絵でご紹介いたします。こちらで文部科学省のものから抜粋してあります。

まず、こちらの左側の絵、こちらは1人1台端末環境などに対応したゆとりある教室の整備といった図になっております。このように1つの教室の中でも多様な活動を展開できるぐらい余裕のある教室というふうな絵になっております。右の絵につきましては、多目的スペースの活用による多様な学習活動への柔軟な対応、こちら奥に見えるのが普通の教室、手前が多目的スペースでそれぞれ違う学習が展開できて、柔軟に学習ができるといった図になっております。

続きまして、こちらのスライドの左の絵ですけれども、こちらはロッカーを廊下に出したロッカースペースなどの配置の工夫で、教室空間を有効活用している図になっております。

このように教室内の空間を多様な学習活動に最大限生かす創意工夫の一つとして紹介されております。右側の絵は、単一的な機能、特定の教科などにとらわれず、横断的な学び、多目的な学びに対応できるよう創造的な空間に転換していく姿としております。このようにスクリーンなどで間仕切ったり、スクリーンに映してグループ活動ができるといったような学習空間をこちらでは示しております。

続きまして、こちらのスライドの左側の絵ですけれども、これは今までの説明の中でも出てきましたラーニングコモنزの姿を示しております。学校図書館とコンピューター教室を組み合わせ、読書・学習・情報のセンターとなるラーニングコモنزとしていく姿としております。今までは図書、読書するための場として図書室というものが、区切られて部屋の中で指定されておりましたけれども、このように本を読み、調べることができ、なおかつ発表する、情報を共有するといったような一体的な学びができるような姿をこちらでは示しております。右側の絵は、教室と連続する空間も活用し、高機能のコンピューター室を専門的で高度な学びを誘発するデザインラボとしていく姿というもので、例として挙げられております。このように一部屋だけではなくて、その前の空間も活用して、高度な学びを誘発していくというような図になっております。

続きまして、3点目、校舎全体を緩やかにつなぐ学びの空間整備というものについてご説明いたします。こちらは第五中学校改築基本設計概要版の6ページから11ページにも記載されておりますので、参考にご覧ください。

校舎全体を緩やかにつなぐ学びの空間というものですけれども、今までの話の中で主体的・対話的で深い学びの活性化、そして個別最適な学びと協働的な学びという選べる学びの空間、これが大切だということをご説明いたしました。これを実際にどのように空間整備していくかと言いますと、学校図書館と多目的室をラーニングコモنزとして、学校の真ん中に開放的に整備します。ラーニングコモنزを中心とした学びの空間を連続させて、学びの重なりをつくります。その重なりが日常生活の中で学びとの出会い、興味、楽しさを生み出し、交流、刺激、遊びを誘発いたします。そのような多様な空間の連続的配置により、生徒自らが学びの場を見つけられると、このように位置づけている校舎全体を緩やかにつなぐ学びの空間、これは昨年の第一中学校、第五中学校の基本設計概要版の中に記載しております。ここに描かれております絵についてはイメージ図となりますけれども、このように中心にラーニングコモنزを位置づけて、それと上下の階をつなぎながら、横の階にもつないで、緩やかに全体的につなぐというような空間をイメージしております。

続きまして、配置・ゾーニングの考え方についてご説明いたします。

まず、配置計画の考え方についてです。配置計画の考え方で大事な点は4点ございます。1点は建物位置、大きさ、形。2点目は動線。3点目は法規制。4点目は近隣への影響となります。こちらに載せている絵が、第五中学校の配置を計画した際の絵ですが、このように建物を配置することを配置計画といいます。1点目の建物位置・大きさ・形については、ゾーニング、必要諸室のレイアウトであったり、給食室、地域こども館、プールの位置、校庭

の広さなどを勘案して決定いたします。2点目の動線計画については、児童の動線、地域開放の動線、災害時の動線、車両動線なども考慮して建物の配置を決定いたします。3点目の法規制については、こちらは高さの制限であったり、日影のほうの規制がございますので、そういったことも勘案いたします。

最後、近隣への影響ですが、法的な規制であったり、近隣からの離隔であったり、そういったものも考慮して、配置計画については決定してまいります。

続きまして、ゾーニングの考え方についてご紹介いたします。こちらは改築基本設計概要版の15ページをご参照ください。

ゾーニングというのは、空間を用途や機能別に分けて配置することをいいます。こちらに記載しているのは第五中学校の例ですけれども、このように各部屋を記載するのではなく、大まかにゾーン分けをして載せております。スライド上でグレーになっているのが管理諸室というふうに、一まとめになっているんですけれども、このようにまとめてこの場所に置くというのを視覚的に分かりやすく配置したものをゾーニングとしております。これが1階の例です。

次のスライドは、2階・3階の例になりますけれども、このように大まかに部屋を空間を用途や機能別に分けて配置して、このように建物のボリュームであったり、部屋の大まかな位置を考えていきます。

改築基本計画についての説明は以上となります。

○副座長 ありがとうございます。

ここまでの説明の内容について、第五小学校について以外でご質問がありましたらお願いいたします。

○委員 実際にここまでもう計画が来ているので、なくなったと思いますが、小中一貫のというのが2年ぐらい前にあって、今の説明を聞いているとむしろそっちのほうが良かったのではないかなという感じもします。もうなくなった以上は、何でなくなったのか理由を説明いただければありがたいです。

○事務局 小中一貫校についての議論は、結論から申し上げますと武蔵野市ではやらないということで決定をしております。やらない要因というのは様々ありますが、まず大きな点といたしましては、やはり校地の面積が取れないというところで、小中一貫校をつくるだけの敷地をどこの学校も確保できないということがございます。小中一貫校はやらないというところで決定をいたしておりますので、それぞれ今の小学校、中学校をそれぞれの敷地に建て替えを進めていくという方針が決まっているところでございます。

○副座長 それではほかにご質問ありますでしょうか。

それでは、議事（3）から（6）についてはここまでといたします。

---

### ◎議事（7） 第五小学校敷地の概要について

○副座長 次に、議事（7）、第五小学校敷地の概要について、事務局から説明をお願いし



ます。

○**事務局** 続きまして、第五小学校の敷地の概要についてご説明いたします。お手元の資料の番号8と、お配りしております学校施設整備基本計画も併せてご参照ください。

まず、第五小学校の学区域についてご説明いたします。こちらの地図に記載されているのが第五小学校の学区域となります。西久保の全域と関前3丁目の2番から5番、こちらが第五小学校の学区域となります。この中で赤で示されているのが第五小学校となります。

続きまして、第五小学校の現在の敷地の状況についてご説明いたします。第五小学校については第一種中高層住居専用地域という地域に建っております。敷地の面積はおよそ9,710平方メートルです。こちらの敷地にある大きな建物についてご紹介いたします。まず、一番北側にあるのが北校舎、こちらはRC造という鉄筋コンクリート造で地下1階、地上3階建てです。延べ床面積は2,593平方メートルで、昭和35年に竣工して、今現在築62年を迎えております。北校舎の南側にありますのが西校舎、こちらもRC造で地下1階、地上3階建て、延べ床面積は2,710平方メートルです。昭和47年に竣工しまして築50年を迎えております。そのさらに右側にありますのが体育館棟です。こちらは鉄筋コンクリートと屋根が鉄骨を使われておりますので、S造と記載されております。地下1階、地上2階建てで、延べ床面積は1,483平方メートルです。昭和46年に竣工しまして築51年を迎えております。さらにその南側にありますのがプールと、こちらに書いてあるデータは付属棟のこととなりますけれども、コンクリートブロック造の地上1階建てで、延べ床面積60平方メートル、昭和46年に竣工して築51年の建物となります。

続きまして、学校施設整備基本計画の10から11ページをご参照ください。こちらに建築制限上の課題ということで記載させておりますけれども、第五小学校の用途地域は第一種中高層住居専用地域となっております。こちらは都市計画法の中で定められた地域となっております。この定められた地域ごとに、建蔽率、容積率というものが決められております。こちらの第五小学校につきましては建蔽率70%、容積率は180%となります。建蔽率というものが簡単に言いますと、北校舎が建っているこの面積、地面に接している面積、大まかに言うとそこが建築面積となります。建蔽率というのは、この敷地に対するその面積となります。容積率というのは敷地に対する延べ床面積の割合となります。延べ床面積というのは、北校舎ですと地下の1階から地上3階までの床面積を全て合計した面積となります。敷地に対する延べ床面積の割合も決まっておりますので、そういった制限がございます。第五小学校の場合ですと、建蔽率は70%となりますので、許容建築面積は6,797平方メートル、許容の延べ床面積は1万7,478平方メートルとなります。

計算上の余裕面積についてご説明いたします。今回、必要延べ床面積は1万306平方メートルと全体計画の中で定めております。こちらは本日の全体計画の説明の中でもお話しいたしました必要な諸室面積基準というところから算定しました面積から割り出しました面積となりますが、これは許容の延べ床面積に対して下回っているということで、計算上、7,172平方メートルの余裕がございます。

その次の想定 of 建築面積と校庭などの面積を合わせた面積、これが 9,197 平方メートルとなっております。敷地の面積 9,710 平方メートルに対して、下回ってはおりますけれども、計算上 514 平方メートルの余裕となっており、市内の他の学校と比べると、比較的余裕のないような面積となっております。なお、この計算上の 514 平方メートルの中には、地上平置きの場合のプールは含まれておりません。

続きまして、この学校施設整備基本計画の 11 ページ、課題解決ということで、想定される方法で①から⑤というものが記載されております。今回第五小学校につきましては、①から③が記載されております。①が用途地域を変更する、②地区計画を導入する、③学区域を変更する、④隣地等、敷地を拡大する、⑤一部機能を校外設置するとございますが、第五小学校の場合は①から③が記載されております。この中で①と②がそれぞれ都市計画法に関連してくることになりまして、申請上の手続であったり、協議であったり、あとは合意形成であったり、そういったものに非常に時間がかかり、なおかつ先の見通しが立ちづらいものとなっております、非常に困難となっております。3 番の学区域を変更するという点につきましては、第五小学校の場合は隣接している学区域としては関前南小、大野田小、井之頭小とございますけれども、いずれも児童の増加と受け入れる余地がない学区域となっております。

このように解決を図る手法というの記載されているんですけども、今回実際に面積、余裕はありませんが、実際不足はしておりませんので、今回この①から③については、この手法を使用しないこととして計画を進めていくことを考えております。

最後に建物配置の課題についてご説明いたします。今、第五小学校はあまり余裕がないというふうにお伝えいたしました。そのような中でも学校全体を緩やかにつなぐ空間というのをどのように実現していくかということについて、まず挙げられるやり方としましては、共用部面積の圧縮というものが挙げられます。こちら全体計画の 21 から 22 ページにあるとおり諸室面積基準の中で共用部面積というものを指定しております。しかし、これは 40% 以下というような形で指定しており、40% が上限となりますので、これは少し余裕を持った数字になります。この中でやりくりをして、学校の特色などを持たせたような建物配置を検討していければと考えております。

続きまして、配置の課題のある室についてご説明いたします。小学校につきましては、給食調理室やあそべえ、こどもクラブから成る地域こども館といった、中学校にはない小学校特有の施設がございます。これらについては面積が大きいので、配置をする際に少し課題がございます。こちらについても今後の基本計画や基本設計の中で検討を進めていければと思います。

最後にプールについてです。こちらも現在、配置について課題がございます。今現在、第五小学校の場合は地上に平置きでおよそ 850 平方メートル程度使用しております。こちらについては先ほどの想定建築面積と校庭面積の中には含まれていませんので、514 平方メートルの余裕があったところから、800 平方メートル程度の平置きのプールを置いた場合ですと、少し校庭が圧迫されるような形になります。プールの設置の方法については屋上という

ものもでございます。都内のほかの自治体では多数の例がありますし、市内でも今現在、屋上に設置されている学校もございます。屋上に設置した場合ですと、少し建築のコストがかかったり、維持管理のコストが少しかかるような欠点もございます。

プールの設置につきましては、民間利用という選択肢もございます。こちらも都内に複数例がありまして、民間のプールを利用して外で授業をするような活動になります。これを行った場合ですと、プールの維持管理などの負担が減るということもございますが、ソフト面の運用が少し難しくなるといったところがございます。

以上が建物配置の課題になります。

これで敷地の全体の概要について、ご説明を終わります。

○副座長 ありがとうございます。

ただいまの説明の内容についてご質問がありましたら、お願いいたします。

○委員 いくつか教えていただきたいことがあります。一つ目は、最後のプールの件ですが、この件に関しては平置きなのか、屋上なのか、それ以外の選択肢はないのでしょうか。というのは、今非常に地球温暖化で、学校のプールが暑くて使えないというような声をよく聞きます。そういう意味では室内プールの想定がないのかどうか。

これは議会や教育委員会でも議論があるようですけれども、今最後に外部施設の利用というお話もありました。確かにコスト面ではプラス面があるかもしれませんが、これは学校の現状を考えた時に、まず行き帰りの安全の問題、あるいは時間割上の様々な制約で学校教育というのはそう簡単にいかないと思います。

ですから基本的に市が考えていらっしゃるように、各学校に設置するのが良いと思います。他の自治体もいくつか例があるようでして、確かにプールを廃止するとか、そういう学校もあるようです。しかし、水泳指導というのは命に関わる教育なので、やはりきちんとした教育がプール中心に行われるということが大事です。ただ一方ではもちろん、先生方の負担とか様々あると思います。五中の中にかつては屋根があったというような話も聞いたことがあります。天候に左右されない、雨水の影響を受けないとか、様々な健康上の観点からいっても、プールについては室内設置というふうな方向性がないのか。コスト面は様々あるかもしれませんが、それはいかがかということが1つあります。

それから別件ですけれども、児童数の予測資料をいただければと思います。五中の基本計画の中には、五中の生徒数がいつがピークになるというような計画があるのですが、五小の児童数の計測が出ていないのでぜひ欲しいと思います。

それからもう1点、現状の五小の状況です。どのような部屋がどのような使われ方をしているのか。教室が不足しているということを言われていましたから、今現在どういう形で使われていて、例えば今の五小の建築の中で、ぜひここは生かしたい、あるいはこういうところは改善したいということが見えるような形で、現在の五小の配置というような状況も教えていただきたいと思っております。

○事務局 ありがとうございます。まず1点目のプールの件でございますが、プールの件に

つきましては、ほかの委員の皆様方にもご意見をいただきたいというふうに思っております。今説明をさせていただきました6ページのところに、配置の課題のある室ということで、小学校特有の給食調理室、地域こども館、こちらについては校外に出すということが非常に難しいですので、工夫をしてしっかりと収めていくということを考えております。

一方、プールにつきましては、今委員からお話をいただいたところではございますが、今の時代のトレンドとして、各校で設けるということはもちろん考え方としてございますが、一方で民間に委託するというのもやっている自治体もございます。今、武蔵野市として方向性が決まっているわけではございませんので、この改築に合わせてどういうふうにしていくのかということについても、皆様のご意見をいただきながら方向を検討していきたいと考えております。

あと各校に屋根をかけて屋内化ということについては、冒頭申し上げました1,000億円近い費用を、これから16校建て替えていくという中で、やはりコスト的になかなか屋根をかけるというところまでは厳しいという状況がございます。現段階では屋内化というのは想定をしていない状況でございます。第五小学校につきましては、平置きをするのも面積的に非常に厳しいので、学校に設置する場合は屋上に設置する必要があるのかなと考えているところでございます。

あと2点目の児童数の予測の件でございますが、第一中学校と第五中学校については、基本計画の中でお示しをさせていただいております。全体計画では7ページでございますが、武蔵野市の中学生、小学生それぞれの人口推計を載せさせていただいております。これは、平成30年に行った人口推計の予測になっております。中学校については令和11年がピーク、小学校については令和7年がピークという予測をしております。

この基本計画の策定の中で、第五小学校の人口推計については、また改めてお示しをさせていただきたいと思っております。平成30年の人口推計なので、古い部分はございます。今年度、また改めて人口推計をやっているところでございますので、数字が出てきましたら、皆様にご提供させていただきたいと思っております。

そして最後です。3点目、現状についてでございますが、全体計画の中に諸室面積基準というのを21ページ、22ページのところにお示しをさせていただいております。基本的にはこれから造る小学校、中学校も含めて学校にはどのような室が必要なのかというのは、この全体計画で一定まとめをさせていただいております。ですので、これから基本計画、基本設計を進めていく中では、基本的にはこの室をどう配置をしていくのかということを検討していくということになります。

冒頭私のほうで申し上げましたが、16校建て替えていく中で、第五小学校はこういう学校で、こういう室があるので、またこういう室が欲しいというご意見をいただくことは多々あるとは思いますが、費用の面も含めて難しいところも考えられます。まずは、この全体計画に則って進めていかせていただきたいと思っております。その中でどうしてもこれがないと第五小学校として困るものがあれば、そこはしっかり議論をして、検討をしていきたいとい

うふうに思います。そのための今年度の基本計画でございますので、その辺ご意見をいただきたいと思います。

次回、もし現状の平面図等をご用意できれば、ご用意させていただければと思います。

以上です。

○副座長 今、プールに関してはご意見を伺ったほうがよろしいでしょうか。

○事務局 はい、できれば皆様、プールに対するお考えというのを、それぞれご意見をいただけると助かります。

○副座長 それではプールに関してご意見のある方、挙手をお願いいたします。何でも結構ですので、忌憚のないご意見を。

○委員

プールに関して事例があるという件で、具体的にどこの市区町村の事例なのか、提示いただけないでしょうか。教室からプールに移動する際、1日のスケジュールの中でどのように移動するのかという点は、疑問です。その事例が参考になるかと思えます。外部のプールを使うのが良いかどうかについては、事例の分析結果を踏まえ、コメントをさせていただければと思います。

○事務局 どうもありがとうございます。事例についてご用意させていただいて、またメリット、デメリットも準備させていただきたいと思えます。

○副座長 それではまた改めて資料をご用意くださるということですので、よろしくお願いたします。

ほかにプールに関してだけではなくて結構ですので、ご意見ある方、お願いいたします。

○委員 まずプールに関しては、今屋上が一番有力というようなお話をいただいたと思いますが、私もどこか施設を借りるというのは、移動の時間、移動における安全面ということを見ると選択肢としてどうなのかなと個人的には思っています。

私が以前働いていたところの近くに屋上プールの学校があって、たまに上から見ると楽しそうだなと思って見ていたことがあります。正直、私は、五小を初めて見た時に校庭がそんなに広くないなという感覚を持っていて、やはりできるだけ校庭の敷地を確保するためにも、体育館とプールが2階建てで収まっているようにできたら良いと思えます。コストの面も当然あると思えますが、校庭の広さをできるだけ確保してあげてほしいというのが私の意見です。

もう一つ、敷地と関連すると思ひ、今の段階でお願いしたいことがあります。大体皆さん、西久保に住んでいると、正門と反対側の西門を使います。ただ、例えば忘れ物を取りにいくとか、何かあった時に、正門の東側に回らなければなりません。その時に、今の道路配置的には、抜け道がないので、五日市街道をぐるっと子どもたちが歩いて回る配置です。五日市街道はバス停もあつたり、車の往来も激しくガードレールもないので、かなり危ない環境だと個人的には思っています。

単純に西門を開放できないのが学校のセキュリティーの問題等もあると思うので、一概

に配置の問題ではないと思いますが、新しく造る際には東、西から入ることができ、危ない道を回らないで済むような門の位置だったり造り方というのをぜひお願いしたいと思っています。多くの保護者の方が強く思っている話なので、代表で言わせていただくというところになります。

○事務局 どうもありがとうございます。プールの件は屋上設置というお話を今いただきましたので、これで持ち帰りをさせていただければと思います。

あと敷地の門の件でございますが、今、計画配置案等々を検討しているところでございます。現状も西門からはかなり出入りがあるというのも認識しておりますので、東門、西門、両方使えるような計画はしっかりと練っていきます。

あとこれからの学校については、やはりセキュリティーの問題で門については、電子錠を設けるというようなことを想定しておりますので、完全にどちらの門も鍵は施錠されます。ただ、インターホンを押していただければ、事務室から鍵が開くというようなことも、今設計の中で考えてまいりますので、そういったご要望に対応できるような計画を進めていきたいと思っています。

#### ○委員

質問が2つあります。改築後のプランで514平方メートルの余裕しかないということが問題として挙がっています。現在、プールやあそべえは敷地内に収まっているかと思うので、改築プランでは何の面積が変わっているのか教えていただきたいです。

2点目は、資料記載の確認です。プールの件は一部機能を校外設置することも検討したいということで、課題解決を図る手法の⑤の方針も検討されているということと理解しました。であれば、基本計画の11ページ目の表で、五小のところに⑤がついてもいいのかなと思いました。基本計画の記載と現在の議論のギャップについて、検討の経緯を教えてください。また、この資料を最終的にアップデートするかどうかの予定をお伺いしたいです。

○事務局 まず1点目の面積が減っている要因ということでございますが、まず普通教室を学校の改築を行っている中で、普通教室を1コマというような言い方をしています。その1コマの大きさが60平米から68平米ということで、1コマずつ8平米ぐらいの面積が大きくなってきます。それが全ての教室に影響してきます。特別教室については大体普通教室2つ分なので、2コマ分。そういうものが積み重なって行って、こういうことになっています。

あとは35人学級の関係ですとか、これから求められている教育空間というところも含めて、諸室面積基準の中で大きさ等をコマ数ごとに算定をすると、結果的に今の校舎から新しい校舎に建て替えていくと、余裕があまりなくなってしまうというような結果が出ているところがございます。

それと2点目の件でございますが、11ページの建築制限上の課題というところで見てくださいと、11ページに色塗りしているところがあると思います。第五小学校について

は、実際にはマイナスという数字が出ていないので、若干 1,000 平米を切っているものについては多少課題があるというところで、マークをしていました。なので、基本的には一部機能を校外設置するほど面積的に困っているという状況ではなかったもので、基本的には①、②、③の対応で何とかできるのではないかというのが、全体計画を立てたときの考え方でございます。

実際に、今回プロポーザルでご提案いただいたり、事務局で大まかな計画を立てたところ、小学校については今先ほど申し上げました 3 点の施設について、面積を必要とする機能があるというところで、可能であれば外部設置ということも視野に入れるということで、おっしゃるとおり矛盾が出ているところですが、2 年前に考えた全体計画と、実際に動き出した個別校の検討の中で、若干のずれが出てきているところでございます。

この全体計画を見直すのは令和 8 年に予定しておりますので、そのときに不整合等あれば、見直しをさせていただければと思います。

以上です。

○副座長 それでは、ほかにご意見がございますでしょうか。

○委員 先ほどの具体的な配置ということで数字がいくつか出ているところの表があって、これを埋めていくとのことですが、そうすると例えば、今現在、境南小学校にあると言われている余裕スペース、中学校でいと commons スペース、このようなものは小学校の場合にはあまり考えていないというふうなことでしょうか。

それからもう一つ、GIGA スクール構想が入ったことで、子どもたちの机の大きさが新 J I S になっているということで、縦 5 センチ、横 5 センチ広がっているという話は聞いてるんですが、それでも恐らく非常に狭いと思っています。教室全体を 8 平米増やしたとしても、かなり厳しいのではないかと思います。もちろん敷地の問題がありますから難しいですが、例えば何クラス規模を想定しているのかで随分変わってきます。これはどういうふうに今お考えになっていらっしゃるか。あるいは教室の配置の問題、机の問題等、少人数学級がさらに進めばもっと余裕が出るのかもしれませんが、お教えてください。

○事務局 ありがとうございます。まず 1 点目の余裕スペースをどう考えていますかというご質問の件でございますが、今、令和の学びの空間をこれから考えていく中で、教室だけではなく、廊下等も含めた部分も学びの空間としていくというような考え方で、オープンスペースをどういうふうにつくっていくのかということを考えておりますので、今までの学校に比べると、かなり余裕スペースというのを考えながら計画を立てていきたいというふうに考えております。

それと新 J I S 規格の机の件でございますが、こちらについてはおっしゃるとおり、今子どもたち、教科書も A 4 サイズになって開くと A 3 でということで、パソコンもあって、ノートもあって、筆箱もあってということで、いろいろなものが机の上に置かれているので、非常に厳しい中、日々勉強をしているところだと思うんですが、やはりあまり机を大きくしても、今度は掃除の時間とかに運んだりということもございますので、やはりそこは balan

スというのも考えていかなければいけないと思います。我々としては今新J I S規格、この中で改築については対応をさせていただきたいと考えております。

それとクラス数です。第五小学校につきましては、1学年4クラスの6学年で、24クラス想定で今基本計画を進めていきたいと思っています。基本的に平成30年推計でございしますが、これが一応人口推計のピークに合わせた形でクラス数を想定しております。

ですので、今回、今年度新しい推計が出ますので、そこで増減が出れば、対応が間に合えばしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○副座長 ありがとうございます。ちょっと終了時間が迫ってきましたので、ここで一旦切らせていただきまして、また最後にご意見を伺わせていただきます。

それでは議事（7）についてはここまでとさせていただきます。

---

#### ◎報告事項 仮設校舎使用時の通学手段検討のためのアンケートについて

○副座長 次に、報告事項、仮設校舎使用時の通学手段検討のためのアンケートについて、事務局から報告をお願いします。

○事務局 それでは報告事項について、ご報告させていただきます。

資料9と併せて第五中学校の基本計画、17ページをご覧くださいと思います。

まず、(1) アンケート実施の背景と目的です。第五小学校の校地は基本計画の17ページの航空写真からも分かるように、非常に敷地が狭小であることから、校地内で改築工事を行いながら校庭を確保することが困難であるため、改築工事期間中の令和7年4月から令和10年3月、第五中学校の校地内に設置した仮設校舎に移転することとなります。

この移転により、児童の通学において歩行距離が長くなったり、交通量の多い通りを通らなければならないなど、新たな課題が発生します。これらの課題に対して、安全な通学手段を確保するためにスクールバスの運行を検討しております。検討の参考のために、令和4年7月現在、第五小学校に通っている児童の保護者の皆様を対象に、アンケートを実施しています。

このアンケートの結果については、次回、第2回改築懇談会で結果及び検討の方向性を報告したいと思います。

次に(2)以降は、実際に現在実施しているアンケートについてです。アンケートの対象は、先ほど申し上げましたが、現在第五小学校に通っている児童の保護者の皆様で、アンケートの期間は、令和4年7月14日の木曜日から令和4年7月31日までということで、現在実施中です。

アンケートの手法は、緊急メールという小学校の保護者の皆様が全員登録しているメールにて、保護者の皆様宛てにグーグルフォームというアンケートのフォームをお送りして、フォームから回答をいただく形式です。兄弟姉妹がいらっしゃる場合は、お子様一人につき1回ずつ回答をお願いしています。



アンケートの実際の項目は7項目で、お子様の学年、お住まいのご住所、お子様が早朝あそべえを利用しているかどうか、こどもクラブを利用しているかどうか、資料9の裏面にルートがありますが、こちらのルートをご提示して、スクールバスをこのルートで希望されるかどうか、またその理由とその他のご意見について伺っております。

5つ目の質問について、こちらは米印で記載しているとおり、児童の安全性を考慮し、令和3年度に行った第五中学校改築、第五小学校通学手段に関する説明動画配信で示した乗降者位置から児童の安全性や、バスが停車可能な位置を考慮して、一部変更しております。

最後に(6)その他についてです。スクールバスに乗車しない徒歩通学の児童も、通学路が変更になることで普段通らない交通量の多い交差点等を通ることとなりますので、見守り等を設置する予定です。こちらについては今後、学校と相談しながら、必要な手段と見守りの箇所について検討します。

資料9の報告事項については以上となります。

○副座長 ありがとうございます。

以上、報告でした。それではそのほか、事務局から何かありますでしょうか。

お願いします。

○事務局 次回の懇談会の日程については、資料4のとおりです。会場はこちらの西久保コミセンになります。3回目以降の会場についてはまだ記載がないと思いますが、調整させていただき、次回には記載した形でご案内を差し上げたいと思います。

今回の会議録につきましては、ホームページで公開しますが、公開前に皆様に一旦ご確認をいただきます。原稿ができましたら、皆様にメールでお送りいたしますので、ご確認の作業をよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

○副座長 ありがとうございます。

予定の時間をちょっと超過してしまったんですけれども、何かご意見があれば伺いたいと思います。延長になりますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、何かご意見、そのほかありましたら、どうぞお願いいたします。

○委員 1点、皆様にお伝えしておきたいことがあります。今、こどもクラブに通っているお子さんたちは、第一クラブ、第二クラブ、第三クラブと3つクラブがあって、それぞれのクラブで入り口が違います。第一クラブは西校舎の地下の広場から中に入る。第二クラブ、第三クラブの子たちは、体育館の棟に行って、そこから階段を上がって、それぞれの部屋に入る。その活動の中であそべえに行きたい子は、北校舎の正門側にあるあそべえに行くというような形になっていて、夏とか暑い中かなり移動が多くなっています。

私は自分が子どもを預けていて、夏休みは10時間近く子どもを預ける場所なので、子どもがゆったりくつろいで安心して過ごせる場所になってほしいと思います。子どもも、入り口が時間によって変わることによって混乱している部分があるので、空き教室を使うにしても、ちゃんとまとまった場所をつくっていただいて、入り口は1つにさせていただきたいです。その

中で3つに分かれるなら構わないと思いますが、空き教室をばらばらと使うのではなく、きちんと学童の子どもが1日をゆったりと安心して過ごせるような場所として設置してほしいと思っています。

○事務局 ご意見ありがとうございます。新しい学校についてはそういったご意見を受けて、しっかりと使いやすい施設を検討させていただきたいと思います。ただ、建て替えまで時間がありますので、それまで何か対応ができるのかというのは、今小学校35人学級が始まって、非常に教室のやりくりが非常に難しいという中で、苦肉の策で今そういう状況なのかなというところもございますので、どこまでご対応できるか分かりませんが、持ち帰らせていただければと思います。

○委員 一部機能を校外設置するというのも考慮に入れてほしいとお話があったと思いますが、この一部校外設置の校外は、どの辺を指しているのでしょうか。学校に隣接している土地を新しく確保するのか、全然別の場所なのか、その辺を教えていただければと思います。

○事務局 一部校外設置という表現をさせていただきましたが、第五小学校につきましては、基本的には校外設置をせずに何とかやりくりができると考えております。

もし、プールを民間利用するというような結論に至れば、それは校外ということになります。どこの民間プールを借りるかというのはこれからの話になりますが、そういう考え方になります。どこかの土地を新たに買って、そこに移すということは、第五小学校ではございません。

○副座長 ありがとうございます。

そのほか、何かございますでしょうか。言い残したこととか。よろしいですか。

それでは時間を過ぎましたので、本日の懇談会を終了させていただきます。

長時間ご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

午後8時03分閉会